

必要書類等チェックリスト

- * 申立ての手引き3頁の詳しい説明をよくお読みいただき、以下のチェックリストに記載した書類をそろえて申立てをしてください。
- * 家庭裁判所の手続では、個人番号(マイナンバー)が必要となることはありません。
(個人番号(マイナンバー)の記載のない書類をご提出ください。)
- * 申立人、未成年者、候補者が外国籍の方の場合:住民票が必要です。

チェック	必要書類等	取寄先等
1 <input type="checkbox"/>	申立書	
2 <input type="checkbox"/>	収入印紙 未成年者1名につき800円	
3 <input type="checkbox"/>	郵便切手 3090円分 (内訳:500円×4枚, 84円×10枚, 50円×2枚, 10円×10枚, 5円×6枚, 2円×10枚)	
4 <input type="checkbox"/>	未成年者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(発行後3か月以内)	戸籍謄本・戸籍の附票 → 本籍地の市区町村役場 住民票→住所地の市区町村役場 ※未成年者と候補者が同じ戸籍に載っている場合等、重複するものは1通で結構です。
5 <input type="checkbox"/>	未成年者の住民票(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)または戸籍附票(発行後3か月以内)	
6 <input type="checkbox"/>	候補者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 住民票(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)(発行後3か月以内)	
7 <input type="checkbox"/>	未成年後見が開始したことを証明する資料(親権者死亡の閉鎖事項証明書(除籍謄本)など) (発行後3か月以内)	
8 <input type="checkbox"/>	利害関係人からの申立の場合、利害関係を証する資料(親族の場合は、親族関係のわかる戸籍謄本(全部事項証明書)(発行後3か月以内)など)	
9 <input type="checkbox"/>	申立事情説明書	
10	未成年者に関する資料(未成年者が法定相続分を有する遺産についても提出してください。)	
<input type="checkbox"/>	1 未成年者事情説明書, 財産目録, 親族関係図 (★2~8については当該未成年者にあてはまるもののみ提出してください。)	
<input type="checkbox"/>	2 不動産	
	① 土地・建物登記事項証明書(コピー可)(発行後3か月以内)	不動産所在地の法務局
	② 固定資産税評価証明書(コピー可)(発行後3か月以内) 又は最新の固定資産税納税通知書の評価額が書いてあるページのコピー	不動産所在地の市区町村役場
<input type="checkbox"/>	3 預貯金, 投資信託, 株式等 通帳(表紙, 中表紙, 過去1年分の記帳されているすべての頁), 残高証明書, 預かり証, 株式の残高報告書などのコピー	
<input type="checkbox"/>	4 生命保険, 損害保険等(契約者, 受取人が未成年者のもの) 生命保険証書等のコピー	
<input type="checkbox"/>	5 負債 金銭消費貸借契約書, 返済明細書などのコピー	
<input type="checkbox"/>	6 収入 確定申告書, 給与明細書, 遺族年金額決定通知書などのコピー	
<input type="checkbox"/>	7 支出 各種税金の納税通知書, 国民健康保険料の決定通知書, 学費/家賃/医療費の領収書などのコピー	
<input type="checkbox"/>	8 遺産 遺言書, 遺産分割協議書案, 相続税申告書などのコピー	
11 <input type="checkbox"/>	候補者事情説明書	
12 <input type="checkbox"/>	候補者の源泉徴収票又は所得税の確定申告書のコピー	